

令和8年4月7日

保護者様

川崎市立小倉小学校

校長 滝澤 慎一郎

## 各種感染症の取り扱いについて

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。今年度の各種感染症における出席停止と登校許可書についてご案内させていただきます。内容をご確認いただき、学校の感染症対策にご協力お願いいたします。

・裏面の「川崎市医師会が定めている感染症」と「学校保健安全法施行規則で定められている学校感染症」の表をご確認ください。表に記載されている感染症と診断された場合、医師の許可がでるまでは出席停止となります。

・感染症が確認された時点で、なるべく早めに学校へご連絡ください。

・感染症が治癒し、登校を再開する際には、「登校許可証明書」の提出をお願いしております。医師に記入を依頼していただき、登校再開日に学校へ提出をお願いいたします。

・登校前に児童の健康状態を確認してください。発熱や咽頭痛、咳等普段と異なる症状がある場合には登校を控え、自宅で休養していただきますようお願いいたします。発熱の症状がみられる場合には医療機関の受診をお勧めします。

<川崎市医師会が定めている感染症>

	病名	登校停止期間
1	<u>インフルエンザ</u> (様疾患) ※現在、インフルエンザについては当面の間登校許可証明書の提出を求めておりません。 ご家庭で「 <u>インフルエンザ療養報告書</u> 」をご記入いただき、ご提出をお願いいたします。	発症後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで ※発症日や解熱した日を0日として、翌日から起算する
2	百日せき	特有の「せき」が消失するまで、または5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
3	麻疹	解熱後3日、せき、発しんが軽快するまで
4	風しん	発しんが消退するまで
5	水痘・帯状疱疹 (みずぼうそう)	全発しんが痂皮化するまで
6	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹の発現後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
7	咽頭結膜熱 (プール熱)	発熱、咽頭及び粘膜の発赤消失後2日を経過するまで
8	流行性角結膜炎 (はやり目)	眼の充血、異物感が消失するまで
9	急性出血性結膜炎	眼の充血、異物感が消失するまで
10	<u>溶連菌感染症</u> (溶血性連鎖球菌)	主要症状が消失するまで、または抗菌薬治療を開始して24時間を経過するまで

<上記に含まれていない、学校保健安全法施行規則で定められている学校感染症>

病名	出席停止の期間の基準
<u>新型コロナウイルス感染症</u> ※新型コロナウイルスに関しては、登校許可証の提出は不要です。出席停止解除後、発症から10日経過するまでは、マスクの着用が推奨されています。	発症した後5日を経過し、かつ症状が軽快した後1日を経過するまで ※発症した日や症状が軽快した日の翌日から起算する
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)、中東呼吸器症候群 (病原体がベータコロナウイルス属MARSコロナウイルスであるものに限る)、特定鳥インフルエンザ (感染症の予防及び感染症の患者に関する法律第6条第3項第6号に規定する特定鳥インフルエンザをいう)	治癒するまで
結核、髄膜炎菌性髄膜炎コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス腸管出血性大腸菌感染症、その他の感染症※	病状により学校医その他の医師において、感染のおそれがないと認めるまで

※その他の感染症については、学校で通常見られないような重大な流行が起こった場合に、その感染拡大を防ぐために、必要がある時に限り、学校医の意見を聞き、校長が第三種の感染症として緊急的に措置をとることができるものとして定められているものであり、予め特定の疾病を定めてあるものではありません。